

平成31年度北九州市食品衛生監視指導計画  
～平成30年度計画からの主な変更点～

項目	変更点
厚生労働省、消費者庁及び他の自治体等の食品衛生担当部局等との連携体制 【2ページ】	広域的な食中毒事案等への対策強化に係る改正法が平成31年4月1日から施行に伴い、広域連携協議会が設置されることになったため、当該協議会に関する説明を追加しました。
食中毒菌汚染実態調査 【12ページ】	厚生労働省から食中毒菌汚染実態調査を委託事業として実施しない旨の連絡があったため、「厚生労働省からの委託事業として、」という文言を削除しました。 検査項目が変更になったため、「腸管出血性大腸菌0157、026、0111」を「腸管出血性大腸菌(026、0103、0111、0121、0145、0157)」に変更しました。
食品等事業者に対する危害分析重要管理点方式(HACCP)導入の推進 【16ページ】	食品衛生法の改正によりHACCPが制度化されることとなったため、「食品衛生法の改正によるHACCPの制度化に向けて、」という文言を追加しました。
体験型リスクコミュニケーション事業 【17ページ】	「食の安全たんけん隊」及び「一日食品衛生監視員委嘱事業」を、市民と保健所監視員が共に食品関連施設への立入、食品検査等を体験し、意見交換、食中毒予防のための啓発を行う「体験型リスクコミュニケーション事業」として統一しました。
市民への食品等による危害発生防止のための情報提供 【17ページ】	計画案への意見を受け、「また、食品表示に関しても、講習会などの機会をとらえて情報提供を行う。」という一文を追加しました。
図1 関係機関等との連携体制 【19ページ】	図中に食品衛生協会との連携を追加しました。
別表6 収去等検査実施計画 【25ページ】	食中毒菌汚染実態調査の微生物検査項目に0103、0121、0145を追加しました。
別表7 研修等実施計画 【26ページ】	組織改編に伴い、「食品衛生検査所」の名称がなくなったため、⑥全国市場食品衛生検査所協議会の参加職員を「食品衛生検査所職員」から「食品衛生監視員等」に変更しました。